

事業主の
皆さまへ

足場の組立て等 関係業務の 兼務に 関する 教育の 実施 の 要 求 書

建災防では本部と都道府県支部が一体となり、「足場の組立て等業務に係る特別教育」からはじまる足場に関する一連の各種教育を開講しています。

あなたの会社の労働者などのキャリアに応じて体系化した教育の受講を是非お勧めします。

詳しい内容については、このパンフレットをご覧ください。

特別教育

足場の組立て等の業務に係る特別教育

安衛法第59条第3項・安衛則第36条

助成金対象 ※1

建災防都道府県支部実施

平成27年7月1日より施行された改正労働安全衛生規則において、足場の組立て、解体又は変更の作業（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に労働者を就かせるときは、**特別教育を修了していること**が必要となりました。

作業に従事する前に特別教育を受講しましょう！

- Q ▶ 内装工事などで使用される脚立足場の組立て等の作業も特別教育は必要ですか？
 A ▶ 脚立足場やローリングタワーの組立て等の作業に就く場合も特別教育が必要です。
- Q ▶ 足場の組立等の作業で特別教育が必要になる高さはどのくらいですか？
 A ▶ 高さに制限はありません。よって、足場の組立て等の業務に就く方は必ず特別教育を修了している必要があります。
- Q ▶ 18歳未満が足場の組立て等の作業についても問題ありませんか？
 A ▶ 年少者労働基準規則第8条第25項により18歳未満の就業は不可です。しかし、足場の組立て等の知識を習得するために特別教育を受けることは可能です。



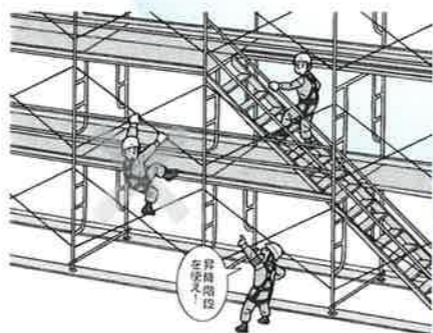
助成金対象 ※1 足場の組立て等の**特別教育**および、**作業主任者技能講習**については、受講に伴う経費等が厚生労働省の「**建設労働者確保育成助成金**」の対象になっています。助成金制度を受けるためには一定の要件があります。詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください。

足場の組
作業に就く
教育を受講

厚生労働省が示した「**足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱**」において、「足場が計画どおりに設置されていることの確認」、「墜落防止措置が適切な状態で維持されていることの確認」などは、足場の組立て又は変更後に足場上で作業を安全に行うために極めて重要な事項とされています。

また、足場等の安全点検の実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法 第19条の2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等**十分な知識・経験を有する者から指名すること**とされています。

「十分な知識・経験を有する者」については、通達（足場等の安全点検の確実な実施について）で具体的に示されており、その中に**本研修の修了者**があります。



- Q ▶ 足場（つり足場を除く。）の点検はいつ行えばよいのですか？
 A ▶ 労働安全衛生規則第567条において、
 ①足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前
 ②強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震の後又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときと定められています。

点検実務

施工管理者等のための足場点検実務者研修

安衛則第567条・足場等の安全点検の確実な実施について

建災防都道府県支部実施

足場の組立て等作業主任者技能講習

技能講習

安衛法第14条・施行令第6条・安衛則第565条

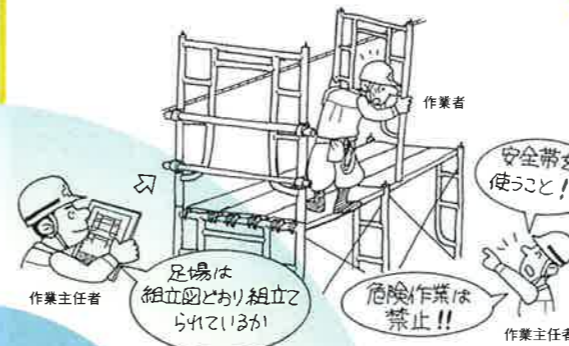
助成金対象 ※1

建災防都道府県支部実施

労働安全衛生法第14条において事業者は、政令で定める労働災害を防止するための管理を必要とする作業では、**技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任すること**とされており、**労働安全衛生法施行令第6条第15号**において「**つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業**」は作業主任者を選任すべき作業として定められています。

受講資格は？

- 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者（大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該学科を専攻した者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの
- その他厚生労働大臣が定める者



立て等の
前に必要な
受講を
しましょう！

労働安全衛生法**第19条の2**において、「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、**能力の向上を図るための教育等**を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。」とされています。

受講対象は？

能力向上教育に関する指針において、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了してから**一定期間毎（概ね5年）**及び、**当該事業場において機械設備等に大幅な変更があった時**とされています。



教育は繰り返し行うことが効果的です！

安衛法第19条の2・能力向上教育に関する指針

建災防都道府県支部実施

足場の組立て等作業主任者能力向上教育

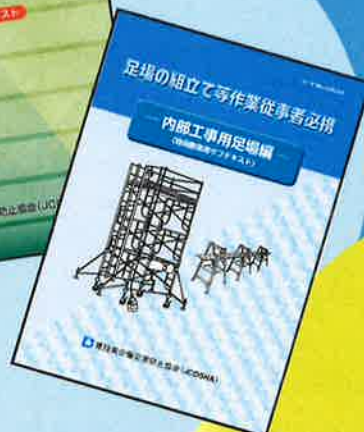
能力向上

建災防ではこれらの**各種テキスト**等を用いて**足場関連の教育**を行っています

足場の組立て等作業従事者必携
【特別教育用テキスト】



内部工事中用足場編
【特別教育用サブテキスト】



足場の組立て後等安全点検表
【建災防統一足場点検表 (CD-ROM付)】



足場の組立て等工事の作業指針
【作業主任者技能講習用テキスト】



講師用補助DVD
【安心安全な足場づくり】



足場の組立て等作業の安全
【能力向上教育用テキスト】

教材・ポスターの注文は各支部で承っております
(東京都内の方は教材管理課 TEL:03-3453-3391)